## 付議第1号

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則議案

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則(昭和 34 年高知県教育委員会規則第4号)の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----

# 教 育 委 員 会 規 則

-----

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

## 高知県教育委員会規則第 号

# 公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則 (昭和34年高知県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き、公立義務教育諸学校(以下」を「基づき、公立の義務教育諸学校(次条において」に改める。

第2条第2項の表中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)」に、「中学校(」を「中学校(義務教育学校の後期課程及び」に改める。

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する 規則議案説明

## 1 改正の目的及び主な内容

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により学校教育法が一部改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が設けられることに伴い、義務教育学校を追加しようとするもの。

# 2 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

新

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則(抜粋)

本則

(目的)

第1条 この規則は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第3条の規定に基づき、公立 の義務教育諸学校(次条において「学校」という。)の学級編制の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(学級編制の基準)

#### 第2条 略

2 学校の1学級の児童又は生徒の数は、次の表の左欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を基準とする。

学校の種類	学級編制の 区分	1 学級の児童又は 生徒の数
小学校(義務教育学校の前期課程を含 む。)	略	略
中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)	略	略

3 略

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則(抜粋)

#### 本則

(目的)

第1条 この規則は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第3条の規定に基き、公立義務教育諸学校(以下「学校」という。)の学級編制の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(学級編制の基準)

#### 第2条 略

2 学校の1学級の児童又は生徒の数は、次の表の左欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を基準とする。

学校の種類	学級編制の 区分	1 学級の児童又は生 徒の数
小学校	略	略
<u>中学校(</u> 中等教育学校の前期課程を 含む。)	略	略

3 略